

(様式1)

申請に対する処分(法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左及び地域振興局 (同左及び林務課又は森林保全課)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分			局長 (環境局長及び 地域振興局長)		
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第11条第2項、第3項 熊本県立自然公園条例施行規則 第3条、第3条の2第1項		法令番号	C J	3 4	3 7	- -	0 0	4 4	5 5
許認可等の種類 県立公園事業の執行の承認又は認可	備考									

審査基準

審査基準等 別添「熊本県立自然公園事業執行等取扱要領」第7及び第8	
未設定の理由又は公表できない理由	備考

標準処理期間

経由機関		処理機関	日数計 (A)+(B)	未設定の理由	備考
名称	日数(A)	日数(B)			
なし		14日	14日		標準処理期間中、次に掲げる日数は標準処理日数に算入しない。 ・申請に係る文書の不備等による申請者等への照会に要する日数 ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第118号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同31日までの日数

(様式1)

申請に対する処分(法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左及び地域振興局 (同左及び林務課又は森林保全課)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分					局長 (環境局長及び 地域振興局長)	
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第11条第6項、第7項 熊本県立自然公園条例施行規則 第4条の2第1項		法令番号	C	3	3	-	0	4	5	
				J	4	7	-	0	4	5	
許認可等の種類 県立公園事業執行協議事項又は認可事項の変更の承認又は認可			備考								

審査基準

審査基準等 別添「熊本県立自然公園事業執行等取扱要領」第9及び第10	
未設定の理由又は公表できない理由	備考

標準処理期間

経由機関		処理機関	日数計 (A)+(B)	未設定の理由	備考
名称	日数(A)	日数(B)			
なし		14日	14日		標準処理期間中、次に掲げる日数は標準処理日数に算入しない。 ・申請に係る文書の不備等による申請者等への照会に要する日数 ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第118号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同31日までの日数

(様式1)

申請に対する処分(法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左及び地域振興局 (同左及び林務課又は森林保全課)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分			局長 (環境局長及び 地域振興局長)		
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第13条第1項、第2項、第3項 熊本県立自然公園条例施行規則 第5条		法令番号	C J	3 4	3 7	- -	0 0	4 4	5 5
許認可等の種類 県立公園事業者たる地位の承継の承認			備考							

審査基準

審査基準等 別添「熊本県立自然公園事業執行等取扱要領」第13の3～第17	
未設定の理由又は公表できない理由	備考

標準処理期間

経由機関		処理機関	日数計	未設定の理由	備考
名称	日数(A)	日数(B)	(A)+(B)		
なし		14日	14日		標準処理期間中、次に掲げる日数は標準処理日数に算入しない。 ・申請に係る文書の不備等による申請者等への照会に要する日数 ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第118号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同31日までの日数

(様式 2)

不利益処分 (法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・ 専決	処分の 決裁区分	環境局長 (環境生活部)
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第15条第3項		法令番号	C	3 3	- 0 4 5
不利益処分の種類 県立公園事業の執行認可の取消			備 考			

処分基準

処分基準等 規則の定め以上に具体化する必要がない。 熊本県立自然公園条例第15条第3項 (認可の失効及び取消し等) 第15条 (略) 2 (略) 3 知事は、第11条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。 (1) 第11条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。 (2) 第11条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。 (3) 第12条の規定による命令に違反したとき。 (4) 偽りその他不正の手段により第11条第3項又は第6項の認可を受けたとき。	備 考
未設定の理由又は公表できない理由	備 考

(様式 2)

不利益処分 (法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分	環境局長 (環境生活部)
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第16条第1項、第2項		法令番号	C	3 3	- 0 4 5
不利益処分の種類 事業者への原状回復命令等			備考			

処分基準

処分基準等 規則の定め以上に具体化する必要がない。 熊本県立自然公園条例第16条第1項、第2項 (原状回復命令等) 第16条 知事は、第11条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。 3 (略)	備考
未設定の理由又は公表できない理由	備考